

思わぬケガをサポート！

団体総合生活補償保険のご案内

(傷害補償(標準型)特約セット団体総合生活補償保険)

団体割引 15% !

団体割引15%が適用されるため、個人で加入されるより保険料が割安です。

ラクラクお支払い！

毎月のお給料から保険料を天引き。初回は7月分給与から。

暮らしの中での
“万が一”に備えましょう！

ご家族も
ご加入いただけます！

ご家族の方も、15%割引で
ご加入いただけます。



充実の補償内容！

ケガによる入院・通院を補償します。補償の対象となる事故は国内・国外を問いません。

加入申込票に必要事項をご記入・ご署名のうえ、
コイト保険サービス株式会社までご提出ください。

申込み締切日 : 2025年4月8日(火) 必着
お申込み先 : コイト保険サービス株式会社静岡営業所までご提出ください。

※ご提出の際は、お申込み内容を充分にご確認ください。

保険期間(ご契約期間) : 2025年4月25日(金) 16時 ~ 2026年4月25日(土) 16時

保険料払込方法 : 2025年7月給与より毎月天引きされます。

※変更・脱退のお申し出がない限り、ご契約は自動的に継続されます。同加入セット名の補償内容での継続となりますが、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。セット名を変更せずにご継続される方は、加入申込票の提出は不要です。

セット名を変更する場合など内容に変更がある場合、および脱退の場合は、加入申込票にご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。

退職等により保険期間の途中で所定の条件を満たさなくなった場合は、残りの保険料を一括して払い込みいただくことやご契約を解約して新たなご契約をしていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

● 重要事項のご説明



GN22D010834

(https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_dshyou2302.pdf)

● お支払いする 保険金および費用保険金のご説明



GN23D010039

(https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/oc_dshyoubb2310c.pdf)

※詳しくは上記コード・URLより、重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明を読み込み、ご確認ください。
ご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

<取扱代理店>

コイト保険サービス株式会社 静岡営業所

〒424-0052 静岡県静岡市清水区北脇500 厚生会館3F

TEL 054-346-5481

HP <https://www.koitohoken.co.jp/>

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

静岡支店 企業営業課

〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町1-7-5

TEL 050-3460-1269

※詳細については表紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

普通傷害プラン・家族傷害プラン

仕事中・スポーツ中・旅行中・日常生活におけるケガを24時間、国内外問わず補償します。ケガによる傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金をお支払いします。

※交通事故傷害プラン・ファミリー交通傷害プランでお支払い対象となる事故は、すべてお支払い対象となります。



日常生活のケガ



海外旅行中のケガ



スポーツ中のケガ

日常生活賠償特約

示談交渉サービスの提供を行っております。

損害賠償金の額の決定などの交渉に対する不安を軽減します（日本国内で発生した賠償事故に限ります）。

※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

日常生活の偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。（電車等の運行不能は国内のみの補償です。） ※免責金額：0円

（注）上記事例でも、事故状況等により法律上の損害賠償責任が発生しない場合等は、保険金のお支払対象にはなりませんので、ご注意ください。



ゴルフ中、他人にケガをさせてしまった



買い物中に誤って商品を壊してしまった



自転車で人とぶつかり、ケガをさせてしまった

携行品損害補償特約

外出先にて、携行中の被保険者所有の身の回り品が、偶然な事故により損害を被った場合に保険金をお支払いします。（国内外補償）

※免責金額：1事故につき3,000円

（注）携帯電話、スマートフォン、電子マネー、眼鏡など

保険の対象に含まれない場合があります。

詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。



ゴルフクラブを折ってしまった



バッグを盗まれてしまった



カメラを落とし、壊してしまった

受託物賠償責任補償特約

他人から借りたり預かった物を壊してしまった場合に、その受託物の権利者への法律上の損害賠償責任を補償します。

（国内で受託したものに付き国内外補償）

※免責金額：1事故につき5,000円



預かっていた花瓶を割ってしまった



借りていた家電製品を壊してしまった



借りていたバッグを破損させてしまった

（注）上記事例でも、事故状況等により法律上の損害賠償責任が発生しない場合等は、保険金のお支払対象にはなりませんので、ご注意ください。

交通事故傷害プラン・ファミリー交通傷害プラン

国内外を問わず、次のような事故でケガをしたり、死亡したときに保険金をお支払いします。

- 乗物（自動車・電車・航空機・船舶など）に乗っている間の事故
- 駅の改札口を入ってから出るまでの間に起こった事故
- 乗物にはねられたり、ひかれたり、ぶつかったりした交通事故
- 乗物の火災による事故



交通事故によるケガ



自転車で走行中に転びケガ

日常生活賠償特約

示談交渉サービスの提供を行っております。

損害賠償金の額の決定などの交渉に対する不安を軽減します（日本国内で発生した賠償事故に限ります）。

※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

日常生活の偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。（電車等の運行不能は国内のみの補償です。） ※免責金額：0円

（注）上記事例でも、事故状況等により法律上の損害賠償責任が発生しない場合等は、保険金のお支払対象にはなりませんので、ご注意ください。



ゴルフ中、他人にケガをさせてしまった



買い物中に誤って商品を壊してしまった



自転車で人とぶつかり、ケガをさせてしまった

払込みいただく保険料とご加入セット

下記保険料は被保険者ご本人が500名以上1,000名未満(団体割引15%適用)の保険料です。

日常生活におけるケガを補償する保険（普通傷害プラン・家族傷害プラン）

▶ 本人型（普通傷害プラン）
(傷害補償(標準型)特約セット)

職種級別：A

傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日・免責期間0日、
傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日

加入セット	X19	X29	X39	X59	X79	X09
傷害死亡・後遺障害保険金額	150万円	300万円	450万円	750万円	1,050万円	1,500万円
傷害入院保険金日額	1,500円	3,000円	4,500円	7,500円	10,500円	15,000円
傷害手術保険金	入院中に受けた手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外に受けた手術：傷害入院保険金日額の5倍					
傷害通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	5,000円	7,000円	10,000円
日常生活賠償保険金額(免責金額0円)*1	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品損害保険金額*2	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円
受託物賠償責任保険金額*1*2	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円
月払保険料	820円	1,360円	1,870円	2,950円	4,010円	5,620円

▶ 家族型・夫婦型（家族傷害プラン）
(傷害補償(標準型)特約セット)

<家族型> 加入セット：A9～C9
<夫婦型> 加入セット：D9～F9 職種級別：A

傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日・免責期間0日、
傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日

加入セット		家族型			夫婦型		
		A9	B9	C9	D9	E9	F9
ご本人	傷害死亡・後遺障害保険金額	1,000万円	1,500万円	3,000万円	1,000万円	1,500万円	3,000万円
	傷害入院保険金日額	4,500円	6,750円	11,250円	4,500円	6,750円	11,250円
	傷害手術保険金	入院中に受けた手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外に受けた手術：傷害入院保険金日額の5倍					
	傷害通院保険金日額	3,000円	4,500円	7,500円	3,000円	4,500円	7,500円
配偶者	傷害死亡・後遺障害保険金額	300万円	600万円	1,000万円	300万円	600万円	1,000万円
	傷害入院保険金日額	3,000円	4,500円	4,500円	3,000円	4,500円	4,500円
	傷害手術保険金	入院中に受けた手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外に受けた手術：傷害入院保険金日額の5倍					
	傷害通院保険金日額	2,000円	3,000円	3,000円	2,000円	3,000円	3,000円
親族*3 (1人あたり)	傷害死亡・後遺障害保険金額	200万円	300万円	500万円	-	-	-
	傷害入院保険金日額	1,500円	2,250円	2,250円	-	-	-
	傷害手術保険金	入院中に受けた手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外に受けた手術：傷害入院保険金日額の5倍			-	-	-
	傷害通院保険金日額	1,000円	1,500円	1,500円	-	-	-
日常生活賠償保険金額(免責金額0円)*1		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品損害保険金額*2		20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円
受託物賠償責任保険金額*1*2		20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円
月払保険料		4,360円	6,520円	9,890円	3,370円	5,060円	8,090円

交通事故や乗り物火災によるケガを補償する保険 (交通事故傷害プラン・ファミリー交通傷害プラン)

▶ 傷害補償(標準型)特約

交通事故危険のみ補償特約セット【本人型】(交通事故傷害プラン)

傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日・免責期間0日、
傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日

加入セット	Y1A	Y2A	Y3A	Y5A	Y7A	YOA
傷害死亡・後遺障害保険金額	200万円	400万円	600万円	1,000万円	1,400万円	2,000万円
傷害入院保険金日額	1,500円	3,000円	4,500円	7,500円	10,500円	15,000円
傷害手術保険金	入院中に受けた手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外に受けた手術：傷害入院保険金日額の5倍					
傷害通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	5,000円	7,000円	10,000円
日常生活賠償保険金額(免責金額0円)※1	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
月払保険料	340円	560円	760円	1,190円	1,600円	2,240円

▶ 傷害補償(標準型)特約

交通事故危険のみ補償特約セット【家族型】(ファミリー交通傷害プラン)

傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日・免責期間0日、
傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日

加入セット		6A	7A	8A
ご本人	傷害死亡・後遺障害保険金額	1,000万円	1,500万円	3,000万円
	傷害入院保険金日額	5,000円	7,000円	12,000円
	傷害手術保険金	入院中に受けた手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外に受けた手術：傷害入院保険金日額の5倍		
	傷害通院保険金日額	3,000円	4,500円	7,500円
配偶者	傷害死亡・後遺障害保険金額	300万円	600万円	1,000万円
	傷害入院保険金日額	3,000円	5,000円	5,000円
	傷害手術保険金	入院中に受けた手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外に受けた手術：傷害入院保険金日額の5倍		
	傷害通院保険金日額	2,000円	3,000円	3,000円
親族*3 (1人あたり)	傷害死亡・後遺障害保険金額	200万円	300万円	500万円
	傷害入院保険金日額	2,000円	3,000円	3,000円
	傷害手術保険金	入院中に受けた手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外に受けた手術：傷害入院保険金日額の5倍		
	傷害通院保険金日額	1,000円	2,000円	2,000円
日常生活賠償保険金額(免責金額0円)※1		1億円	1億円	1億円
月払保険料		1,330円	2,030円	3,120円

- *1 日常生活賠償保険金、受託物賠償責任保険金は、本人型・夫婦型にご加入の場合もご家族全員(被保険者ご本人、被保険者ご本人の配偶者※1、被保険者ご本人またはその配偶者の同居の親族※2、被保険者ご本人またはその配偶者の別居の未婚※3の子)が補償の対象となります。
※1 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。※2 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。※3 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
(注)被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
- *2 携行品損害については1事故3,000円、受託物賠償については1事故5,000円の自己負担(免責金額)があります。詳細は表紙の「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。
- *3 親族とは、ご本人またはご本人の配偶者の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)および 別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子をいいます。
- 普通傷害プラン、家族傷害プランの保険料は被保険者(補償の対象となる方)ご本人の職種級別によって異なります。職種級別Bの保険料および下記についてご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
職種級別A・・・会社事務員、医師など職種級別B以外のご職業および主婦・学生・無職者など
職種級別B・・・農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造作業、建設作業
(注)告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

ご加入にあたって

■保険契約について

この保険は株式会社小糸製作所を保険契約者とし、株式会社小糸製作所およびグループ各社の役員および従業員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
団体総合生活補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(株式会社小糸製作所)に交付されます。

■被保険者ご本人となる方

小糸製作所グループの役員および従業員、役員および従業員の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹(新規ご加入時点で満59才まで)

■1名あたりの加入限度額について

- ・合計した保険金額・保険金日額が以下の金額以下になるようにご加入ください(他社契約分(損保・生保・共済)も含む)。
傷害死亡・後遺障害保険金額 2億円、傷害入院保険金日額 3万円、傷害通院保険金日額 2万円
- ・15才未満の方については、それぞれ5千万円、1万5千円、1万円となります。

■加入申込票記載事項(職業・職務・年令・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

■他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

■継続加入について

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満60才まで保険契約の満了する日と同一加入セット(*)で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。
(*)傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。
(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

■通知義務について(ご加入後にご連絡いただく事項)

普通傷害プラン・家族傷害プランについて、加入申込人または被保険者(補償の対象となる方)は下表に記載する通知事項が発生した場合、遅滞なく保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

通知事項	・加入申込票にご記入の被保険者ご本人の職業・職務を変更した場合
------	---------------------------------

■日常生活賠償特約・受託物賠償責任補償特約・携行品損害補償特約をセットされる場合のご注意

補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

■個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】 本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。 ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。 詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(https://www.aioinissaydowa.co.jp/)をご覧ください。
--

■万一、保険金のお支払事由が発生したときには

事故が起こった場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

事故が起こった場合は、遅滞なく取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター 0120-985-024(無料)	※受付時間 [24時間365日] ※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。 ※おかけ間違いにご注意ください。
---	---

このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。
また、詳しくはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。
ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

サービスのご案内

団体総合生活補償保険に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

【生活安心サポート】

- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
- ホームヘルパーサポート(ホームヘルパー業者のご紹介)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)

※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。

※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」でご確認ください。

お申込み方法

- (ご加入希望の方) ●加入申込日・申込人氏名(カナ)・被保険者氏名(カナ)・生年月日・職業・職種・加入タイプ・新規加入に○・団体との関係・告知事項等をご記入、ご署名(フルネーム)のうえ、お申込みください。
- (現在ご加入の方) ●前年と同条件でご継続される方は、**加入申込票のご提出は不要**です。(自動継続)
●補償内容を変更される場合は、「加入申込票」に新内容、継続する(変更あり)に○をご記入、ご署名(フルネーム)のうえ、ご提出ください。
●継続を中止される場合は、「加入申込票」の継続しないに○をご記入、ご署名(フルネーム)のうえ、ご提出ください。

(新規にご加入の場合)

(現在ご加入の方で内容を変更される場合)

自動車保険も！ 火災保険も！

小糸製作所グループ 保険代理店

コイト保険サービスまでお気軽にご相談ください！！

静岡営業所

〒424-0052 静岡県静岡市清水区北脇500番地
(厚生会館の3階です)

TEL 054-346-5481

MAIL info@koitohoken.co.jp

